

鹿 児 島 県 公 報

平成20年10月24日（金）第2440号の2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定例発行日（毎週火、金）

定価 送料共1箇月2,650円

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則	
○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（※）	（職員厚生課取扱い） 1
告 示	
○救急病院等の認定	（保健医療福祉課取扱い） 2
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止	（介護保険課取扱い） 2
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止	（介護保険課取扱い） 3
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	（介護保険課取扱い） 3
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止	（介護保険課取扱い） 3
○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退	（障害福祉課取扱い） 4
○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定	（障害福祉課取扱い） 4
○農地保有合理化事業規程の変更の承認	（経営技術課取扱い） 4
○県営土地改良事業の計画の決定	（農地整備課取扱い） 4
○県営土地改良事業の換地計画の決定	（農地整備課取扱い） 5
○保安林の指定予定の通知（2件）	（森林整備課取扱い） 5
○保安林の指定の解除	（森林整備課取扱い） 6
○保安林の指定の解除予定（2件）	（森林整備課取扱い） 6
○証紙販売人の指定の解除	（会計課取扱い） 7
○道路の位置指定（2件）	（南薩地域振興局取扱い） 7
	（北薩地域振興局取扱い） 7
公 告	
○特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請の公告	（市町村課取扱い） 7
○大規模小売店舗の届出事項の変更に係る公告（2件）	（商工政策課取扱い） 8
教 育 委 員 会 規 則	
○市町の廃置分合に伴う関係規則の改正に関する規則（※）	（総務福利課取扱い） 9
教 育 委 員 会 告 示	
○教科用図書採択地区の設定の一部改正（※）	（義務教育課取扱い） 11
公 安 委 員 会 告 示	
○暴走行為助長禁止重点区域の指定の一部改正（2件）	（交通指導課取扱い） 11
公 安 委 員 会 公 告	
○平成20年度技能検定員審査等公告	（免許試験課取扱い） 11

規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年10月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第85号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年鹿児島県規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条の5に次の1号を加える。

- (5) 負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、子、父母、配偶者の父母及び職員と同居している次に掲げる者の介護（継続的に又は反復して行われるものに限る。）

ア 孫、祖父母及び兄弟姉妹

イ 職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者及び職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第2条の5の規定は、平成20年4月1日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。

告 示

鹿児島県告示第1441号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成20年10月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
鹿児島厚生連病院	鹿児島市天保山町22番25号

- 認定の有効期限

平成23年10月20日

鹿児島県告示第1442号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成20年10月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事 業 所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名 称	所 在 地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ヘルパーステーションいきいき	南さつま市加世田村原一丁目8番17号	有限会社いきいき	南さつま市加世田小湊117番地1	当房 秀敏	平成20年9月1日	訪問介護
新町病院	鹿児島市鴨池新町3番25号	医療法人健翔会	鹿児島市鴨池新町3番25号	松枝 正隆	平成20年9月30日	通所リハビリテーション
総合病院鹿児島生協病院	鹿児島市谷山中央五丁目20番10号	鹿児島医療生活協同組合	鹿児島市谷山中央五丁目12番3号	三浦 清春	平成20年9月30日	通所リハビリテーション
ふるたクリニック	鹿児島市宇宿町2053番地1	古田 利久			平成20年9月30日	通所リハビリテー

						シ ョ ン
介護ショップあ んしん	薩摩川内市東大 小路町46番6号	有限会社いほり 工業	薩摩川内市東大 小路町46番6号	庵 隆	平成20年 9月30日	福祉用具 貸与
介護ショップあ んしん	薩摩川内市東大 小路町46番6号	有限会社いほり 工業	薩摩川内市東大 小路町46番6号	庵 隆	平成20年 9月30日	特定福祉 用具販売
訪問看護ステー ションリエゾン 日置	日置市東市来町 湯田2994番地	医療法人健誠会	日置市東市来町 湯田2994番地	齊藤 宏	平成20年 10月1日	訪問看護

鹿児島県告示第1443号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成20年10月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事 業 所		指定居宅介護支援事業者			廃止年月 日
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所 在 地	代表者の氏 名	
前田内科	鹿屋市本町4番2 号	医療法人前田内科	鹿屋市本町4番2 号	前田 稔廣	平成20年 9月30日

鹿児島県告示第1444号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者として指定した。

平成20年10月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事 業 所		申 請 者			指定年月 日
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所 在 地	代表者の氏 名	
久保内科居宅介護 支援事業所	日置市伊集院町猪 鹿倉96番5	医療法人めぐみ会	日置市伊集院町猪 鹿倉96番5	久保 恵一	平成20年 10月1日

鹿児島県告示第1445号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成20年10月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事 業 所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月 日	サービ スの 種類
名 称	所 在 地	名称又は氏名	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
ヘルパーステー ションいきいき	南さつま市加世 田村原一丁目8 番17号	有限会社いきい き	南さつま市加世 田小湊117番地 1	当房 秀敏	平成20年 9月1日	介護予防 訪問介護
新町病院	鹿児島市鴨池新 町3番25号	医療法人健翔会	鹿児島市鴨池新 町3番25号	松枝 正隆	平成20年 9月30日	介護予防 通所リハ ビリテー ション
総合病院鹿児島 生協病院	鹿児島市谷山中 央五丁目20番10 号	鹿児島医療生活 協同組合	鹿児島市谷山中 央五丁目12番3 号	三浦 清春	平成20年 9月30日	介護予防 通所リハ ビリテー ション

ふるたクリニック	鹿児島市宇宿町 2053番地1	古田 利久			平成20年 9月30日	介護予防 通所リハ ビリテー ション
介護ショップあ んしん	薩摩川内市東大 小路町46番6号	有限会社いほり 工業	薩摩川内市東大 小路町46番6号	庵 隆	平成20年 9月30日	介護予防 福祉用具 貸与
介護ショップあ んしん	薩摩川内市東大 小路町46番6号	有限会社いほり 工業	薩摩川内市東大 小路町46番6号	庵 隆	平成20年 9月30日	特定介護 予防福祉 用具販売

鹿児島県告示第1446号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

平成20年10月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

病 院 又 は 診 療 所		辞退年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
出水総合医療センター	出水市明神町520番地	平成20年 10月1日	育成医療・更 生医療

鹿児島県告示第1447号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成20年10月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
ケーアイ調剤薬局指宿店	指宿市東方8320-1	平成20年 10月1日	育成医療・更 生医療

鹿児島県告示第1448号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第8条第1項の規定により、財団法人鹿児島県地域振興公社の農地保有合理化事業規程の変更を次のとおり承認した。

平成20年10月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 変更に係る農地保有合理化事業の種類
 - (1) 農地売買等事業
 - (2) 研修等事業
- 2 変更の内容
 - (1) 農用地等の売渡し等の相手方に関する基準の緩和
 - (2) 研修対象者のうち新規就農希望者（農業後継者を含む。）に関する年齢要件の廃止
- 3 承認の年月日

平成20年10月14日

鹿児島県告示第1449号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営畑地帯総合整備（区画整理）屋仁地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成20年10月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成20年10月27日から同年11月25日まで
- 3 縦覧場所
奄美市笠利総合支所産業振興課

鹿児島県告示第1450号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、土地改良事業県営経営体育成基盤整備池之原地区の換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成20年10月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成20年10月27日から同年11月25日まで
- 3 縦覧場所
東串良町役場建設課

鹿児島県告示第1451号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成20年10月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
大口市山野字井立田1439番1
 - 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県林務水産部森林整備課及び大口市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1452号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成20年10月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
志布志市志布志町内之倉字前田1660番3

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県林務水産部森林整備課及び志布志市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1453号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成20年10月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 解除に係る保安林の所在場所

大島郡龍郷町安木屋場字川内2577番3，2577番4，2590番2（次の図に示す部分に限る。），2590番4，2590番5（次の図に示す部分に限る。），2590番6から2590番10まで

2 保安林として指定された目的

干害の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県林務水産部森林整備課及び龍郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1454号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成20年10月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 解除予定保安林の所在場所

西之表市伊関字小通り山174番2，字長仁田177番51，字赤波計207番2，字大園ノ形229番56，229番58，字濱走236番7，字井手ノ関場238番20から238番22まで，238番24

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

指定理由の消滅

鹿児島県告示第1455号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成20年10月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 解除予定保安林の所在場所

西之表市伊関字小通り山174番2，字長仁田177番51，字赤波計207番2，字大園ノ形229番56，229番58，字濱走236番7，字井手ノ関場238番20から238番22まで，238番24

2 保安林として指定された目的

- 公衆の保健
3 解除の理由
指定理由の消滅

鹿児島県告示第1456号

鹿児島県証紙条例（昭和38年鹿児島県条例第56号）第8条第1項の規定により、次のとおり収入証紙販売人の指定を解除した。

平成20年10月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	住 所	販売所の所在地	解除年月日
末吉地区交通安全協会 会長 平澤津孝志	曾於市末吉町本町二丁目13番地1	曾於市末吉町本町二丁目13番地1	平成20年10月1日
額娃地区交通安全協会 会長 東末春	南九州市額娃町郡9243番地	南九州市額娃町郡9243番地	平成20年10月1日

南薩地域振興局告示第25号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成20年10月24日

南薩地域振興局長 田村洋一

指定年月日	申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名	関係土地の地名及び地番	道路の幅員	道路の延長
平成20年 9月26日	南九州市知覧町東別府20780番地 有限会社サガヤマハウス 代表取締役 下山澄彦	南九州市知覧町郡字中松17755番4	6.00メートル	38.27メートル

北薩地域振興局告示第19号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成20年10月24日

北薩地域振興局長 丸岡憲治

指定年月日	申請者の住所及び氏名	関係土地の地名及び地番	道路の幅員	道路の延長
平成20年 10月3日	出水市上知識町931番地 花木正文	出水市西出水町57番8	6.00メートル 5.00メートル	74.30メートル

公 告

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請の公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請があった。

なお、その関係書類は、鹿児島県県政情報センター及びかごしま県民交流センターにおいて縦覧に供する。

平成20年10月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 申請のあった年月日
平成20年9月5日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人児童クラブけんぜん
- 3 代表者の氏名
上笹貫祥寛
- 4 主たる事務所の所在地
始良郡始良町池島町30番地15

5 定款に記載された目的

この法人は、子どもを持つ親をはじめとする一般市民を対象に、放課後の子どもたちが安全に過ごせる家庭的な環境を提供することにより、子どもたちの健全な育成に取り組み、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の届出事項の変更にに関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成20年10月24日から4月間、鹿児島県商工労働部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成20年10月24日から4月以内に、鹿児島県商工労働部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成20年10月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
D I Yホームセンターハンズマン国分店・洋服の青山新国分店
霧島市国分府中字土器川原657番1 外13筆
- 2 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - ア 変更前 D I Yホームセンターハンズマン国分店
霧島市国分府中字土器川原657番1 外
 - イ 変更後 D I Yホームセンターハンズマン国分店・洋服の青山新国分店
霧島市国分府中字土器川原657番1 外13筆
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - ア 大規模小売店舗を設置する者
 - (ア) 変更前 株式会社ハンズマン 代表取締役 大藺明照
宮崎県都城市吉尾町2080番地
 - (イ) 変更後 株式会社ハンズマン 代表取締役 大藺誠司
宮崎県都城市吉尾町2080番地
青山商事株式会社 代表取締役 青山理
広島県福山市王子町一丁目3番5号
 - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者
 - (ア) 変更前 株式会社ハンズマン 代表取締役 大藺明照
宮崎県都城市吉尾町2080番地
 - (イ) 変更後 株式会社ハンズマン 代表取締役 大藺誠司

宮崎県都城市吉尾町2080番地
青山商事株式会社 代表取締役 青山理
広島県福山市王子町一丁目3番5号

3 変更年月日

- (1) 2の(2)のうち株式会社ハンズマンの代表者の氏名に係る変更 平成18年9月27日
(2) (1)以外の変更 平成20年10月2日

4 届出年月日

平成20年10月10日

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成20年10月24日から4月間、鹿児島県商工労働部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成20年10月24日から4月以内に、鹿児島県商工労働部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成20年10月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン鹿児島ショッピングセンター
鹿児島市東開町7番 外15筆

2 変更事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

- (1) 変更前 8箇所 第1、第2及び第3駐車場敷地西側、南側、東側及び北側
3箇所 別敷地駐車場敷地西側、南側及び東側
(2) 変更後 8箇所 第1、第2及び第3駐車場敷地西側、南側、東側及び北側
2箇所 別敷地駐車場敷地西側及び南側

3 変更年月日

平成20年10月24日から同年12月13日までの51日間

4 届出年月日

平成20年10月16日

教育委員会規則

市町の廃置分合に伴う関係規則の改正に関する規則をここに公布する。

平成20年10月24日

鹿児島県教育委員会委員長 島津公保

鹿児島県教育委員会規則第13号

市町の廃置分合に伴う関係規則の改正に関する規則

（鹿児島県立高等学校学則の一部改正）

第1条 鹿児島県立高等学校学則（昭和27年鹿児島県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「大口市」を「伊佐市」に改める。

（鹿児島県教育委員会の行政組織等に関する規則の一部改正）

第2条 鹿児島県教育委員会の行政組織等に関する規則（昭和36年鹿児島県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第36条第1項の表始良・伊佐教育事務所の項中「大口市 霧島市 伊佐郡」を「霧島市 伊佐市」に改める。

第36条の2第1項の表始良・伊佐教育事務所の項中

大口市

大口市 伊佐郡

を

伊佐市

伊佐市

に改める。

（鹿児島県立高等学校通学区域に関する規則の一部改正）

第3条 鹿児島県立高等学校通学区域に関する規則（昭和39年鹿児島県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表伊佐・始良学区の項中「大口市、菱刈町」を「伊佐市」に改める。

（鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則の一部改正）

第4条 鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則（昭和46年鹿児島県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「大口市」を「伊佐市」に改める。

別表第2大口市の項を削り、同表伊佐郡菱刈町の項を次のように改める。

伊佐市	平出水小学校 針持小学校 南永小学校
-----	--------------------------

附 則

（施行期日）

第1条 この規則は、平成20年11月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（県費負担教職員の身分取扱い等）

第2条 施行日の前日に附則別表左欄に掲げる学校又は共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第5条の2に規定する共同調理場をいう。以下同じ。）に勤務する県費負担教職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員をいう。）は、別に辞令が発せられない限り、施行日において、それぞれ、施行日の前日に受けていた給料をもって、伊佐市公立学校長、伊佐市公立学校教頭、伊佐市公立学校教員、伊佐市公立学校栄養職員又は伊佐市公立学校事務職員に任命され、それぞれ、同表右欄に掲げる学校又は共同調理場の施行日の前日に補せられている職に相当する職に補せられ、又は同表右欄に掲げる学校若しくは共同調理場に勤務することを命ぜられたものとする。

附則別表

左 欄	右 欄
大口市立大口小学校	伊佐市立大口小学校
大口市立大口東小学校	伊佐市立大口東小学校
大口市立牛尾小学校	伊佐市立牛尾小学校
大口市立山野小学校	伊佐市立山野小学校
大口市立山野西小学校	伊佐市立山野西小学校
大口市立平出水小学校	伊佐市立平出水小学校
大口市立羽月小学校	伊佐市立羽月小学校
大口市立羽月北小学校	伊佐市立羽月北小学校
大口市立羽月西小学校	伊佐市立羽月西小学校
大口市立曾木小学校	伊佐市立曾木小学校
大口市立針持小学校	伊佐市立針持小学校
大口市立大口中学校	伊佐市立大口中学校
大口市立山野中学校	伊佐市立山野中学校
大口市立大口南中学校	伊佐市立大口南中学校
大口市立学校給食センター	伊佐市立学校給食センター
伊佐郡菱刈町立湯之尾小学校	伊佐市立湯之尾小学校

伊佐郡菱刈町立南永小学校	伊佐市立南永小学校
伊佐郡菱刈町立本城小学校	伊佐市立本城小学校
伊佐郡菱刈町立菱刈小学校	伊佐市立菱刈小学校
伊佐郡菱刈町立田中小学校	伊佐市立田中小学校
伊佐郡菱刈町立菱刈中学校	伊佐市立菱刈中学校

教育委員会告示

鹿児島県教育委員会告示第4号

昭和47年4月21日鹿児島県教育委員会告示第1号（教科用図書採択地区の設定）の一部を次のように改正し、平成20年11月1日から施行する。

平成20年10月24日

鹿児島県教育委員会委員長 島津公保

表伊佐地区の項中「大口市、伊佐郡（菱刈町）」を「伊佐市」に改める。

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第937号

平成15年3月24日鹿児島県公安委員会告示第16号（暴走行為助長禁止重点区域の指定）の一部を次のように改正し、平成20年10月27日から施行する。

平成20年10月24日

鹿児島県公安委員会委員長 尾前喜八郎

表中「同市下福元町6343番地3」を「同市光山二丁目3番1号」に改める。

鹿児島県公安委員会告示第938号

平成15年3月24日鹿児島県公安委員会告示第85号（暴走行為助長禁止重点区域の指定）の一部を次のように改正し、平成20年11月1日から施行する。

平成20年10月24日

鹿児島県公安委員会委員長 尾前喜八郎

表中「大口市上町」を「伊佐市大口上町」に、「同市里」を「同市大口里」に改める。

公安委員会公告

平成20年度技能検定員審査等公告

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第1条及び第10条第1項の規定により、平成20年度技能検定員審査等を次のとおり実施する。

平成20年10月24日

鹿児島県公安委員会委員長 尾前喜八郎

1 審査の種別及び日時

- (1) 教習指導員審査（審査の種別 大型自動車免許，中型自動車免許，大型特殊自動車免許，普通自動二輪車免許，牽引免許）

技能試験 平成20年12月1日（月）から同月3日（水）までのそれぞれの日の午前10時から

- (2) 技能検定員審査（審査の種別 大型自動車免許，中型自動車免許，大型特殊自動車免許，普通自動二輪車免許，牽引免許）

技能試験 平成20年12月4日（木）及び同月5日（金）のそれぞれの日の午前10時から

2 審査の場所

鹿児島県警察本部交通部免許試験課（始良郡始良町東餅田3937番地）

3 審査の申請手続

- (1) 受審資格要件

ア 教習指導員審査

受審する種別に係る運転免許を有し、かつ、普通自動車免許に係る教習指導員資格を有している者

イ 技能検定員審査

受審する種別に係る運転免許を有し、かつ、普通自動車免許に係る技能検定員資格を有している者

ウ その他

一人の受審者が受審できるのは、教習指導員審査を1種、技能検定員審査を1種の合計2種までとする。

(2) 申請書類

ア 審査申請書

イ 資格審査票

ウ 運転免許証の写し

エ 運転記録証明書（5年分）

オ 教習指導員審査を受審する者は、普通自動車免許に係る教習指導員資格者証の写し

カ 技能検定員審査を受審する者は、普通自動車免許に係る技能検定員資格者証の写し

(3) 申請書類の提出先

鹿児島県警察本部交通部免許試験課（始良郡始良町東餅田3937番地 郵便番号 899-5421）

なお、郵送の場合は、封筒の表に「申請書在中」と朱書し、書留郵便とすること。

(4) 審査手数料及び納付方法

申請書類提出の際、審査申請書に鹿児島県手数料徴収条例（平成12年鹿児島県条例第11号）に定める額面の鹿児島県収入証紙をはって納付すること。ただし、審査細目により額は異なるので、詳しくは問い合わせること。

なお、申請書類を受理した後は、審査手数料は返還しない。

4 受付期間

平成20年10月30日（木）から同年11月20日（木）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、郵送の場合は、平成20年11月20日の消印のあるものまで受け付ける。

5 申請書類の交付

審査申請書及び資格審査票の用紙は、鹿児島県警察本部交通部免許試験課で交付する。

なお、同用紙を郵便により請求する場合は、封筒の表に「申請書請求」と書き、あて先及び郵便番号を明記し、80円分の切手をはった返信用封筒を同封すること。

6 問い合わせ先

鹿児島県警察本部交通部免許試験課

始良郡始良町東餅田3937番地（郵便番号 899-5421）

電話番号 0995-65-2295